

岩手県告示第240号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急診療所である。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

診療所の名称	所在地	救急診療所として効力を有する期限
徳永整形外科	紫波郡矢巾町南矢幅第9地割320番地	平成26年3月28日